

当金庫の自己資本の充実の状況について

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

- 普通出資 ①発行主体:伊万里信用金庫
②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:203百万円

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っているとして評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を融資事務取扱規定の中で定め、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、信用格付制度を導入して信用リスク関連データの蓄積を行い、また厳格な自己査定を実施している他、信用リスクの計量化に向け、現在、インフラ整備も含めた準備を進めております。

個別案件の審査・与信管理においては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、審査会等で信用リスク管理・運営における重要事項を審議しております。これらの相互牽制機能、経営陣による審議に加え、内部監査部門が与信運営に係る妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規定」に基づき、自己査定における債務者区分毎に算定しております。一般貸倒引当金に当たる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分毎の債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想毀損率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、優良担保等を除いた未保全額に対して個々の基準に基づき算出しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受ける等、適切な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置であり、具体的には預金担保、有価証券担保、保証等が該当します。融資の申込時に、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、補完的と認識し、担保や保証が必要な場合は、お客様へは十分なご説明とご理解を頂く等、適切な取扱を行っております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、動産、不動産等があり、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関

係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、融資事務取扱規定や担保評価規則等により、適切な事務取扱いと適正な担保評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払い戻し充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として政府保証、地方公共団体保証、有格付会社による保証等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価としては、地方公共団体保証は政府保証と同様、有格付会社による保証は、適格格付機関が付与している格付により判定しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより受ける信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるよう管理して、信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行い、また場合に応じて担保、保証等による保全を図ることによりリスクを限定しております。

その他、有価証券関連取引については、有価証券に係る投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。

なお、リスク資本および与信限度額の割合については、当金庫で定める「リスク管理規程」等に則り、適切に管理しております。また、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーに関する事項については、該当ありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「内部管理基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部と営業店が一体となり、各種事務マニュアルの整備や、その遵守に心掛けるのは勿論のこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証等に取り組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、システム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対しては事務・システムリスク管理委員会が態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、顧客サポート態勢の統括部門を設置して苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、また各種リスク商品等に対する説明態勢の整備等、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

8. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、ストレステスト等、複合的なリスクの分析を実施し、定期的に役員会へ報告しております。また、株式関連商品への投資は、有価証券に係る投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。

一方、非上場株式、投資事業組合への出資金等に関しては、内規に基づいた適正な運用、管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行う等、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適切な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

A. リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当金庫では、トレーディング取引等を含む金利リスクについて、市場リスクの一つとして管理しています。また、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク (以下、IRRBB: Interest Rate Risk in the Banking Book※) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めています。

(※IRRBBとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除くすべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。)

B. リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当金庫では、ALM管理体制のもと、自己資本に対するIRRBBの比率にアラームポイントを設定し管理することで、健全性の確保に努めています。

C. 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

D. ヘッジ等金利リスクの削減手法 (ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む) に関する説明

当金庫では、金利上昇リスクの軽減に主眼を置き、スワップ取引等を活用する「ALMヘッジ」と、金利上昇・価格下落、為替リスク等の軽減に主眼を置き、先物・オプション・スワップ取引等を活用する「個別・包括ヘッジ」を主なヘッジ手段としています。

また、当金庫の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行等金融機関における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号) に規定する繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しています。

また、上記以外の一部の資産・負債について、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE (注1) 及び Δ NII (注2) 並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(注1) IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注2) IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

(c) 流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(d) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。

なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。

また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しています。

(f) スプレッドに関する前提 (計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しています。

(g) 内部モデルの使用等、 Δ EVEと Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは、使用していません。

(h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

開示初年度であるため記載していません。

(i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である自己資本の額の20%を超過しておりますが、自己資本の余裕額の範囲内であります。

なお、当金庫では重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えると考えられる資産・負債をIRRBBの計測対象としており、その選別にあたっては定量的な基準 (信用金庫の資産・負債の5%程度) に加えて、定性的な影響等を考慮しています。

B. 信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

(a) 金利ショックに関する説明

Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動としています。

(b) 金利リスク計測の前提及びその意味 (特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIと大きく異なる点)

当金庫では、リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しており、預貸金や債券のVaRに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しています。

具体的には、部門毎に配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品毎のVaR (保有期間1年、観測期間1年、信頼水準99.9%) に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や評価損益アラームポイントなども設定しており、四半期毎に運用方針を見直すことでリスクのコントロールを行っています。

また、当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しています。さらに、収益管理や経営上の判断その他の目的では、市場環境等を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し、金利リスクを計測しています。

定性的な開示事項

■ 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,814	5,994
うち、出資金及び資本剰余金の額	200	203
うち、利益剰余金の額	5,620	5,797
うち、外部流出予定額 (△)	5,962	6
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	67	58
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	67	58
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,882	6,053
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	8	10
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	8	10
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少額出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目 (ロ)	8	10
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	5,873	6,042
リスクアセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	46,955	48,250
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 150	△ 150
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 150	△ 150
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,325	2,340
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	49,280	50,591
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.91%	11.94%

■ 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク（ポートフォリオ毎）及びオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額合計

（単位：百万円）

項 目	令和4年3月期		令和5年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	46,955	1,878	48,250	1,930
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	46,509	1,860	47,811	1,912
(i) ソブリン向け	172	6	210	8
(ii) 金融機関・第一種金融商品取引業者向け	5,579	223	4,919	196
(iii) 法人等向け	20,771	830	21,735	869
(iv) 中小企業等・個人向け	11,026	441	11,287	451
(v) 抵当権付住宅ローン	1,492	59	1,411	56
(vi) 不動産取得等事業向け	38	1	32	1
(vii) 三月以上延滞等	209	8	221	8
(viii) 出資等	859	34	1,548	61
(ix) 上記以外	6,359	254	6,443	257
②証券エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	595	23	589	23
(i) ルック・スルー方式	595	23	589	23
(ii) マンデート方式	—	—	—	—
(iii) 蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
(iv) 蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
(v) フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 150	△ 6	△ 150	△ 6
⑤その他	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,325	93	2,340	93
ハ. 単体総所要自己資本額（イ + ロ）	49,280	1,971	50,591	2,023

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を使用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定手法＞

粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

定性的な開示事項

■ 信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャー及び業種別の期末残高（地区別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャーの期末残高									三月以上延滞 エクスポージャー		
			貸出金、コミットメント及びその他デリバティブ取引以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引					
	令和4年 3月期	令和5年 3月期	令和4年 3月期	令和5年 3月期	令和4年 3月期	令和5年 3月期	令和4年 3月期	令和5年 3月期	令和4年 3月期	令和5年 3月期	令和4年 3月期	令和5年 3月期
国内	108,890	104,771	59,347	60,474	18,852	16,084	—	—	—	—	485	559
国外	2,283	3,338	—	—	1,835	3,007	—	—	—	—	—	—
地域別合計	111,174	108,110	59,347	60,474	20,688	19,091	—	—	—	—	485	559
製造業	9,348	8,088	5,202	5,024	3,635	2,504	—	—	—	—	47	54
農業、林業	534	480	534	480	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	17	60	17	60	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	4,616	4,532	4,557	4,455	—	—	—	—	—	—	109	240
電気・ガス・熱供給・水道業	1,650	1,386	227	187	1,401	1,199	—	—	—	—	—	—
情報通信業	805	259	84	81	625	100	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	3,131	3,134	2,120	2,268	1,010	808	—	—	—	—	4	4
卸売業、小売業	8,002	7,692	7,083	6,978	919	713	—	—	—	—	69	75
金融、保険業	28,330	28,351	1,046	1,029	2,464	4,720	—	—	—	—	—	—
不動産業	6,608	8,065	5,470	7,326	1,104	701	—	—	—	—	27	26
物品賃貸業	83	74	81	73	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門、 技術サービス業	55	36	55	36	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	818	794	818	794	—	—	—	—	—	—	69	7
飲食業	1,673	1,614	1,673	1,614	—	—	—	—	—	—	0	—
生活関連サービス業、 娯楽業	2,005	2,030	1,895	1,774	100	100	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	176	167	176	167	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	2,377	2,517	2,377	2,517	—	—	—	—	—	—	—	—
その他サービス	2,556	2,762	2,556	2,425	—	299	—	—	—	—	2	—
国・地方公共団体等	15,046	13,557	5,618	5,615	9,427	7,942	—	—	—	—	—	—
個人	17,748	17,564	17,748	17,564	—	—	—	—	—	—	155	150
その他	5,586	4,938	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	111,174	108,110	59,347	60,474	20,688	19,091	—	—	—	—	485	559
1年以内	18,728	17,141	5,702	7,337	641	247	—	—	—	—	—	—
1年超3年以内	14,179	13,524	4,035	3,658	2,415	958	—	—	—	—	—	—
3年超5年以内	7,736	6,344	5,098	4,915	2,478	1,343	—	—	—	—	—	—
5年超10年以内	28,528	29,008	20,310	19,604	8,144	9,351	—	—	—	—	—	—
10年超	31,098	32,539	24,064	24,847	7,008	7,191	—	—	—	—	—	—
期間の定めなし	10,901	9,552	136	110	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	111,174	108,110	59,347	60,474	20,688	19,091	—	—	—	—	—	—

（注） 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. CAVリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業 種 区 分	個別貸倒引当金期末残高			貸出金償却	
	3年度	期中増減額	4年度	3年度	4年度
製造業	23	27	51	—	—
農業、林業	58	△0	58	—	—
漁業	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
建設業	188	△20	167	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	0	0	0	—	—
卸売業、小売業	374	23	397	0	—
金融、保険業	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—
学術研究、専門、技術サービス業	—	—	—	—	—
宿泊業	29	△27	2	—	27
飲食業	0	△0	0	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	9	△0	9	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—
その他サービス	24	△0	24	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—
個人	177	18	195	0	—
その他	—	—	—	—	—
合 計	886	20	907	0	27

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

告示で定めるリスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウエイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和4年3月期	令和5年3月期
0%	16,988	15,241
10%	11,305	10,431
20%	29,439	29,581
35%	4,308	4,067
50%	7,307	5,473
75%	15,251	15,533
100%	26,464	27,731
150%	102	50
250%	5	0
1250%	—	—
合 計	111,174	108,110

(注) エクスポージャーは信用リスク削減手法後のリスク・ウエイトに区分しております。

■ 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	853	874	9,723	8,745	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保については簡便法を用いております。

定性的な開示事項

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

〈出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等〉

(単位：百万円)

区 分		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で時価のないもの 貸借対照表計上額
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		貸借対照表計上額	
						うち益	うち損		
上場株式	令和4年3月期	—	—	852	967	115	191	76	—
	令和5年3月期	—	—	875	1,017	141	190	48	—
非上場株式等	令和4年3月期	—	—	—	—	—	—	—	324
	令和5年3月期	—	—	—	—	—	—	—	324
合 計	令和4年3月期	—	—	852	967	115	191	76	324
	令和5年3月期	—	—	875	1,017	141	190	48	324

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

■ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

項 目	令和4年3月期	令和5年3月期
売 却 益	84	84
売 却 損	51	40
償 却 額	—	—

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	595	589
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

■ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,585	2,759	△ 22	△ 9
2	下方パラレルシフト	0	0	9	2
3	スティープ化	2,099	2,197		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,585	2,759	9	2
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,042		5,873	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。